

# 一関地区広域行政組合議会会議録

令和3年11月12日招集  
第47回 臨時会

一関地区広域行政組合議会



## 目 次

審議結果	3
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
議席の指定	8
議長の選挙	8
議席の変更	9
会議録署名議員の指名（稲葉正君・武田ユキ子君）	10
会期の決定	10
議案第10号 一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第11号 和解について	13
議案第12号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議について	16
議案第13号 監査委員の選任について	17

## 第47回臨時会日程表

令和3年11月12日

日次	月日	曜日	開議時間	会議別	議事
1	11月12日	金	午後1時	本会議	議席の指定 議長選挙 議席の変更 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案審議

## 審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
	一関地区広域行政組合議会議長の選挙	11月12日	別 紙
議案第 10号	一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	11月12日	原案可決
議案第 11号	和解について	11月12日	原案可決
議案第 12号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議について	11月12日	原案可決
議案第 13号	監査委員の選任について	11月12日	同 意

一関地区広域行政組合議会議長

千 田 恭 平

受理した議案

議案第10号 一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 和解について

議案第12号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議について

議案第13号 監査委員の選任について

## 議 事 日 程 第 1 号 (その 1)

日程第 1	議席の指定
日程第 2	一関地区広域行政組合議会議長の選挙

## 議 事 日 程 第 1 号 (その 2)

日程第 1	議席の変更
日程第 2	会議録署名議員の指名
日程第 3	会期の決定
日程第 4	議案第 10号 一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 11号 和解について
日程第 6	議案第 12号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議について
日程第 7	議案第 13号 監査委員の選任について
日程第 8	閉会中の継続審査について

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号 (その 1)、議事日程第 1 号 (その 2) に同じ



# 一関地区広域行政組合議会臨時会会議録

令和3年11月12日 午後1時開議

定例会・臨時会の別 臨時会  
告示年月日 令和3年11月4日  
告示番号 第51号  
招集日時 令和3年11月12日  
会議の場所 一関市議会議場

## 出席議員（18名）

1番	稲葉正君	2番	千葉栄生君	3番	岩渕典仁君
4番	齋藤禎弘君	5番	菅原行奈君	6番	猪股晃君
7番	千葉信吉君	8番	那須勇君	9番	岩渕優君
10番	門馬功君	11番	佐々木久助君	12番	千田良一君
13番	沼倉憲二君	14番	佐藤敬一郎君	15番	千葉大作君
16番	武田ユキ子君	17番	真籠光幸君	18番	千田恭平君

## 欠席議員（0名）

## 職務のため出席した職員

議会事務局長	佐々木裕子	議会事務局次長	熊谷善孝
議会事務局長補佐	千葉麻弥		

## 説明のため出席した者

管理者	佐藤善仁君	副管理者	青木幸保君
副管理者	石川隆明君	広域行政組合事務局長	村上秀昭君
介護保険担当参事	鈴木伸一君	環境衛生担当参事	千葉敏紀君
広域行政組合事務局次長 兼一関清掃センター所長	千葉晃君	広域行政組合事務局次長 兼介護保険課長	猪股浩子君
広域行政組合事務局次長 兼総務管理課長	小野寺啓君	大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	菅原彰君
介護福祉主幹	穂積千恵子君	環境衛生主幹	千葉光祉君
会計管理者	鈴木美智君	監査委員	小川四郎君
監査委員事務局	中村由美子君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

## 第47回広域行政組合議会臨時会

令和3年11月12日

午後1時00分 開 会

### 会議の議事

副議長（真竈光幸君） 第47回一関地区広域行政組合議会臨時会の開会に当たり、地方自治法第292条において準用する同法第106条第1項の規定により、議長選挙までの間、当職が議長の職務を行います。

議長選挙までの限られた期間ではありますが、議員各位の御協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じます。よろしく御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（真竈光幸君） お諮りします。

開会に先立ち、このたび一関市議会において実施された選挙で当選されました議員に、住所、氏名、職業程度の自己紹介をお願いしたいと思います。

そのように取り計らうことに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（真竈光幸君） 御異議ありませんので、そのように取り運びます。

それでは、ただいま着席の2番、千葉栄生君から順次登壇の上、自己紹介をお願い申し上げます。

（順次自己紹介）

副議長（真竈光幸君） 以上で、自己紹介を終わります。

副議長（真竈光幸君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、令和3年11月4日一関地区広域行政組合告示第51号をもって招集の、第47回一関地区広域行政組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号（その1）により進めます。

副議長（真竈光幸君） 日程第1、議席の指定について、これより指定を行います。

一関市議会選出議員の議席は、ただいま御着席の議席を指定します。

副議長（真竈光幸君） 日程第2、一関地区広域行政組合議会議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお伺いいたします。

副議長（真竈光幸君） 12番、千田良一君。

12番（千田良一君） 議長選挙の方法につきましては、指名推選とし、その指名権を本員に与えられるよう、お取り計らい願います。

副議長（真竈光幸君） お諮りいたします。

ただいま、千田良一君から、議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選とし、その指名権を千田良一君に与えられたいとの発言がありましたが、そのように決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（真竈光幸君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

副議長（真竈光幸君） 千田良一君より指名願います。

12 番（千田良一君） 議長に、千田恭平議員を指名します。

副議長（真竈光幸君） お諮りします。

ただいま指名がありました、千田恭平君を議長の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（真竈光幸君） 異議なしと認めます。

よって、千田恭平君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、千田恭平君が議場におられますので、本席から告知します。千田恭平君を紹介申し上げます。

千田恭平君は演壇に登壇し、就任の御挨拶をお願いします。

議長（千田恭平君） ただいま、議長に御選任いただきました、千田恭平でございます。

この地域の高齢化が進む中で、当組合が所管する介護保険は、ますます重要度を増していると考えております。

また、ごみ処理施設につきましても、現在、一般廃棄物の新処理施設並びに最終処分場の新たな候補地の選定が進んでおり、大変大事な時期に差しかかっていると認識をしております。

議員各位の充実した御審議、そして円滑な議事の進行をお願い申し上げまして、簡単でございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。

副議長（真竈光幸君） これをもちまして、議長代理の職務は全部終了しました。

皆様の御協力まことにありがとうございました。

議長を交代します。

議長（千田恭平君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 17 分

再開 午後 2 時 40 分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号（その 2）により進めます。

議長（千田恭平君） この際、御報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案 4 件です。

朗読を省略し、直ちに会議録に掲載することにいたします。

次に、小川監査委員ほか 1 名から提出の監査報告書 3 件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

議長（千田恭平君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（千田恭平君） 日程第 1、議席の変更を議題といたします。

議員諸君の議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

佐々木事務局長。

事務局長（佐々木裕子君） それでは、朗読いたします。

（事務局長、朗読）

議長（千田恭平君） お諮りします。

ただいま朗読したとおり、議席を変更することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千田恭平君) 異議なしと認めます。

ただいま朗読のとおり議席を変更することに決定いたします。

ただいま変更しました議席に、それぞれ氏名標を御持参の上、移動願います。

議席の移動のため、暫時休憩します。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時44分

議長(千田恭平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、議長において、

1 番 稲 葉 正 君

16 番 武 田 ユキ子 君

を指名します。

議長(千田恭平君) 日程第3、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千田恭平君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議長(千田恭平君) 先ほど、議会運営委員会委員のうち、欠員となっていた一関市議会選出議員について委員会条例第3条の規定により、お手元に配付の一関地区広域行政組合議会議会運営委員会名簿のとおり、議長において指名しました。

また、休憩中に開催された議会運営委員会において、正副委員長が互選された旨、委員長から報告がありました。

この際、議会運営委員会の正副委員長を御紹介申し上げます。

議会運営委員長、沼倉憲二君。

登壇の上、挨拶願います。

13 番(沼倉憲二君) 今般、一関地区広域行政組合議会運営委員長に選任を賜りました沼倉憲二です。

市民生活に重大なかかわりがあります、介護保険の運営、並びに廃棄物処理等につきまして、当組合としての議会の審議が円滑に進みますよう、取り組んでいきたいと思います。

議員各位の御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

議長(千田恭平君) 次に、同副委員長、千葉信吉君。

登壇の上、挨拶願います。

7 番(千葉信吉君) 一関地区広域行政組合議会運営副委員長に選出されました千葉信吉です。

委員長を補佐しながら、委員会が円滑に進みますよう、皆さまの御協力をいただきながら、務めてまいりたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

議長(千田恭平君) 管理者より、就任挨拶の申し出があります。

佐藤管理者。

管理者(佐藤善仁君) 本日ここに、第47回一関地区広域行政組合議会臨時会が開催されるに当たり、

一言、御挨拶を申し上げます。

私は、この度、一関市長に就任し、この広域行政組合の管理者として組合運営を担うこととなりました佐藤善仁でございます。

責任の重大さを感じておりますとともに、組合運営に全力を傾ける決意を新たにいたしましたところがあります。

当組合は、一般廃棄物処理や介護保険などの事務を共同処理するため、平成18年4月に一関市、平泉町及び藤沢町が設置した一部事務組合であります。

その後、平成23年9月に一関市と藤沢町の合併を経て、組合を構成する団体は一関市と平泉町となっており、現在に至っております。

所管する区域は、一関市と平泉町の全域で、面積は1,320平方キロメートルほど、人口は10月末日現在で11万9,000人ほどであります。

当組合の担当事務は、いずれも住民生活に直接関係しておりますことから、円滑で適切な事務事業を進めながら、地域のより良い暮らしを目指してまいりたいと考えております。

組合運営を効率的、効果的に行うには、組合と一関市、平泉町が一体となって取り組んでまいらなければなりません。

一関市及び平泉町の住民の皆様、並びに議員各位の組合運営に対する御理解と御協力をお願い申し上げます、挨拶といたします。

議長（千田恭平君） 次に、管理者から人事紹介の申し入れがありますので、この際これを許します。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） この機会に、副管理者を紹介申し上げます。

初めに、副管理者の青木幸保平泉町長を紹介いたします。

（副管理者、挨拶）

次に、副管理者の石川隆明一関副市長を紹介いたします。

（副管理者、挨拶）

次に、本会議出席職員を紹介いたします。

事務局長、村上秀昭です。

（事務局長、挨拶）

介護保険担当参事、鈴木伸一です。

（介護保険担当参事、挨拶）

環境衛生担当参事、千葉敏紀です。

（環境衛生担当参事、挨拶）

事務局次長兼総務管理課長、小野寺啓です。

（事務局次長兼総務管理課長、挨拶）

事務局次長兼介護保険課長、猪股浩子です。

（事務局次長兼介護保険課長、挨拶）

事務局次長兼一関清掃センター所長、千葉晃です。

（事務局次長兼一関清掃センター所長、挨拶）

大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長、菅原彰です。

（大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長、挨拶）

介護保険主幹、穂積千恵子です。

(介護保険主幹、挨拶)

環境衛生主幹、千葉光祉です。

(環境衛生主幹、挨拶)

会計管理者兼会計課長、鈴木美智です。

(会計管理者兼会計課長、挨拶)

以上で、職員の紹介を終わります。

議長(千田恭平君) 次に、小川代表監査委員。

監査委員(小川四郎君) 私は、代表監査委員の小川四郎でございます。

よろしく願いいたします。

この機会に職員を紹介いたします。

監査委員事務局長、中村由美子です。

(監査委員事務局長、挨拶)

以上で、職員の紹介を終わります。

議長(千田恭平君) 以上で、人事紹介を終わります。

議長(千田恭平君) 日程第4、議案第10号、一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者(石川隆明君) 議案第10号、一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、条例で引用している条項の番号が変更されたため、引用条項の整理をするなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長(千田恭平君) 村上事務局長。

事務局長(村上秀昭君) 議案第10号、一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、1つ目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号法と言いますが、この番号法の改正に伴うもの、それから2つ目は、情報提供ネットワークシステムの所管が、総務省から、内閣に設置されるデジタル庁に変更となったことによるものでありまして、個人情報保護条例について、引用条項の整理など、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、議案の1ページをごらん願います。

第33条につきましては、個人情報の提供先への通知の規定であります。

この規定は、組合の実施機関が、情報提供ネットワークシステムを使用して情報を照会した国や他市町村などに、個人情報を提供した後に、情報提供等記録に記録された特定個人情報(個人番号を含む個人情報)を訂正した場合は、情報提供先のほかに、情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣に通知することとしており、この通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改めるものであります。

また、番号法を引用している部分については、第19条第7号を第8号に繰り下げるものであります。

なお、第34条の2、第43条につきましても同様に、番号法を引用している部分について、引用する条項を整理しようとするものであります。

附則につきましては、条例の施行期日を、公布の日とするものであります。

以上であります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第10号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（千田恭平君） 日程第5、議案第11号、和解についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第11号、和解について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成27年度から29年度までに実施したものに係る損害賠償請求に関し、あっせんの申し立てを行った原子力損害賠償紛争解決センターから和解案の提示を受け、東京電力ホールディングス株式会社と和解しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（千田恭平君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 議案第11号、和解について補足説明を申し上げます。

参考資料の2ページ、参考資料ナンバー2の原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案についてをお開き願います。

1の事案の内容であります。本件は、当組合が東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成27年度から平成29年度までに実施したものに係る損害賠償請求を行い、同社が損害賠償請求に応じない費用について、令和元年10月11日に組合議会の議決を経て原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てを行い、同センターから和解案の提示があったことから、これを受諾し、和解しようとするものであります。

2の和解の相手方につきましては、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号、東京電力ホールデ

イングス株式会社の代表執行役社長 小早川智明であります。

3の経過について、説明を申し上げます。

(1)当組合はこれまで、平成23年度から令和2年度までの放射性物質による影響対策に要した費用について、第2次から第13次請求まで合わせて1億8,896万円余の賠償請求を行ってまいりました。

(2)当組合は、第4次請求までの平成23年度及び平成24年度分のうち、東京電力が当該請求に応じない費用について、紛争解決センターに対してあっせんの申し立てを行い、同センターからの和解案の提示を受け、平成27年10月に申立額2,672万円余に対して1,200万円の損害賠償の支払いを受けることで和解したところであります。

次に、(3)当組合は、第5次から第7次請求までの平成24年度から平成26年度分までのうち、東京電力が当該請求に応じない費用について、紛争解決センターに対してあっせんの申し立てを行い、同センターからの和解案の提示を受け、平成30年10月に申立額3,234万円余に対して840万円の損害賠償の支払いを受けることで和解したところであります。

次に、(4)当組合は、第8次から第10次請求までの平成27年度から平成29年度分までのうち、東京電力が当該請求に応じない費用について、県及び県内市町村等と協調しながら、令和2年1月に紛争解決センターに対してあっせんの申し立てを行ったところであります。

6ページの参考資料ナンバー3-1をお開き願います。

これは令和元年10月11日に議決をいただきました、あっせんの申し立ての議案であります。

現在の申立額につきましては、3の(1)、申し立ての趣旨の括弧書きに、相手方が損害賠償の一部支払いに合意した場合、当該合意額等を除いた額としております。

1ページの参考資料ナンバー1をお開き願います。

現在の申立額は、損害賠償請求額(A)の合計欄の3,528万円余から、(B)欄の合意額1,019万円余を除きまして、(C)欄の2,508万円余となっているところであります。

2ページに戻りまして、(5)当組合は、あっせんの申し立てを行った2,508万円余について、紛争解決センターからの照会に応じ、追加資料や全額損害賠償されるべきとの組合の考えを意見書として提出したところであります。

3ページをお開き願います。

(6)紛争解決センターは、令和3年7月12日に東京電力は160万円の損害賠償金を支払うとする和解案を提示しました。

これに対して東京電力は、令和3年8月5日付文書で和解案の受諾の意向を表明したところであります。

この表は、これまで組合が東京電力に請求し、受領した賠償金の一覧であります。

平成27から29年度分、第8次から第10次が今回の和解案の対象であり、詳細につきましては、1ページの参考資料ナンバー1に記載のとおりでありますので、お目通し願います。

その下が平成30年度分の第11次から令和2年度分の第13次までの請求であります。

現在、東京電力と交渉を行っておりますが、支払いに応じない場合は、紛争解決センターへのあっせんの申し立てを要するものと考えているところであります。

4の紛争解決センターから示された和解の内容につきましては、(1)東京電力は、当組合に対し、和解金として160万円の支払い義務を負うこと、(2)東京電力は、(1)の金員を当組合に対し、本和解成立後、14日以内に一括で支払うこと、(3)本和解に定める金額160万円を超える部分について



は、本和解の効力が及ばず、当組合が東京電力に対して、別途損害賠償請求をすることを妨げないこと、(4)本和解に定める金額に係る遅延損害金について、当組合は、東京電力に対して別途請求しないこと、(5)本和解に関する手続費用は、各自の負担とすること、という内容であります。

5の紛争解決センターの和解額算定の考え方につきましては、(1)事業費について、紛争解決センターは、損害賠償請求した事業費が、国の示した基準やガイドラインに沿うものか否かを問わず、原発事故との相当因果関係により判断されるとし、大東清掃センター及び東山清掃センターの施設周辺住民健康診断費、川崎清掃センター敷地の除草費を除き、相当因果関係がある損害と認めたところであります。

センターの見解を説明申し上げます。

アの、検査・測定費用について、国のガイドラインに定める測定回数を超えるなどの放射性物質濃度測定費は、一般廃棄物処理施設に対する住民不安の解消を図るという事情は理解するが、事故発生から時間が経過していること、放射線量が高いとは言えないことから、寄与度を5割から2割の範囲としたというものであります。

4ページとなりますが、イのその他放射線影響対策に要した費用については、大東清掃センター及び東山清掃センターの施設周辺住民健康診断費については、内部被曝に関する検査であれば相当因果関係が認められるが、実施した健康診断での検査項目は一般的なものと差がないことから、対象外としたというものであります。

次の、川崎清掃センター敷地の除草費は、必要性は認められるものの、事故発生前に無償で除草してもらっていたものを事故後に経費を支払って除草したとしても、損害賠償としては認められないことから、対象外としたというものであります。

(2)人件費につきましては、勤務時間外に事故対応業務を行った時間外勤務手当の全額が認められているほか、本件事故対応業務を勤務時間内に行った結果、通常業務を勤務時間外に行わざるを得ない分について、いわゆる押し出し時間外が損害として認められるものであります。

ただし、勤務時間内に行った事故対応業務の人件費相当額については、地方公共団体の人件費に係る損害賠償事件について、常勤職員の給与等の勤務時間内の人件費が損害とは認められないとの判例により、原発事故の有無にかかわらず、組合が支給すべきものと判断され、組合の主張した全額をそのまま損害として認めることは困難であるとの説明を受けたものであります。

繰り返しになりますが、時間外勤務については、業務内容が原発事故対応業務であっても、通常の業務であっても、原発事故対応によって増加した分の時間外勤務手当は認めるが、勤務時間内の人件費は、原発事故による追加経費ではないという見解であります。

(3)端数処理につきましては、被害者の迅速な救済を使命とする和解仲介手続の性質上、申立人の個別の立証負担を軽減していることとの均衡上、各損害項目の損害の端数は1万円単位で切り捨てるというものであります。

紛争解決センターが提示した和解案について、損害項目ごとに説明を申し上げます。

1、検査・測定費用につきましては、申立額313万円余に対して、和解案は121万円であり放射性物質濃度測定費の5割から2割が損害と認められたものであります。

2、職員人件費につきましては、申立額1,676万円余に対して、和解案は39万円であり、内訳については、直接時間外勤務手当であります。

3、その他放射線影響対策に要した費用につきましては、申立額518万円余に対して、和解案は対象外とされたものであります。

なお、各項目とも、1万円未満が切り捨てとなっており、合計で申立額2,508万円余に対して、和解案は160万円、申立額に対する割合は、6.4%であります。

以上が、同センターから提示された和解案の内容であります。

5ページをお開き願います。

6の和解の提案理由につきましては、今回提示された和解案については、地方公共団体の人件費に係る損害賠償事件の判例及び紛争解決センターが考える原発事故との相当因果関係等から判断されたものであり、当組合としては十分な内容とは言い難いものの、和解契約書中に本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、組合が相手方に対して別途、損害賠償の請求をすることを妨げないとの項目があることから、同センターから提示された和解案を受諾し、和解することが適当と判断するものであります。

また、今後、和解案に示された和解金に含まれていない2,348万円余については、今後の紛争解決センターの総括基準や判例等の状況を見ながら、再度、同センターへのあっせんの申立てを検討してまいりたいと考えているところであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

5番、菅原行奈君。

5番（菅原行奈君） 議案第11号参考資料ナンバー2の4ページに、その他放射線影響対策に要した費用とあるのですが、どういう内容なのか教えてください。

議長（千田恭平君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） その他放射線影響対策に要した費用の内訳につきましては、施設周辺住民の健康診断費や川崎清掃センターの除草費が主なものになっております。

議長（千田恭平君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第11号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立多数。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長（千田恭平君） 日程第6、議案第12号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議について、を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第12号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年3月末日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更の協議に関し、議決を求めるものであります。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。  
よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。  
これより採決を行います。  
議案第12号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。  
よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長（千田恭平君） 議案配付のため、暫時休憩します。  
休憩 午後3時20分  
再開 午後3時21分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（千田恭平君） 地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により、12番、千田良一君の退席を求めます。

（千田良一議員、退席）

議長（千田恭平君） 日程第7、議案第13号、監査委員の選任についてを議題とします。  
議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。  
佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 議案13号、監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。  
本案は、組合議員のうちから選任する監査委員として、千田良一議員を適任と認め、選任しようとするものであります。  
御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（千田恭平君） これより採決を行います。  
議案第13号、本案賛成者の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。  
よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長（千田恭平君） ここで、12番、千田良一君の除斥を解きます。  
（千田良一議員、入場）

議長（千田恭平君） 日程第8、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出のとおり、これを承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千田恭平君) 異議なしと認めます。

よって、これを承認することに決定しました。

議長(千田恭平君) 以上で、議事日程の全部を議了しました。

以上をもって、第47回一関地区広域行政組合議会臨時会を閉会します。

閉会 午後3時25分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 千 田 恭 平

一関地区広域行政組合議会副議長 真 籠 光 幸

一関地区広域行政組合議会議員 稻 葉 正

一関地区広域行政組合議会議員 武 田 ユキ子